

いつもお世話になっております。
日中はもう汗ばむ陽気となりました。
暑い季節に向かいますゆえ、なにとぞご自愛ください。

労働保険及び社会保険の電子申請が一部義務化

◇労働保険及び社会保険の電子申請義務化

2020年4月以降に開始される事業年度から、特定の法人（資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金が1億円超の法人、相互会社、投資法人、特定目的会社）の労働保険及び社会保険の一部手続きについて、電子申請が義務化されました。

政府の規制改革推進会議は行政コストの2割削減の方針を示しており、国税庁では一定の法人について税務申告の電子申請を義務化する方向で検討しています。

厚生労働省は、所管する労働保険（労災保険、雇用保険）及び社会保険（健康保険、厚生年金保険）の一部の届出について、電子申請を義務化しました。

◇電子申請が義務化される手続き

今回、労働保険及び社会保険で電子申請が義務化される手続きは以下の通りです。

<社会保険（健康保険・厚生年金保険）>

- ・被保険者報酬月額算定基礎届（定時改定）
- ・被保険者報酬月額変更届（随時改定）
- ・被保険者賞与支払届

いずれも保険料算定に関する届出です。

<労働保険（労災保険・雇用保険）>

- ・年度更新に係る申告書（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
- ・増加概算保険料申告書

いずれも継続事業を行う事業主（一括有期事業を含む）を対象とする保険料算定に係る手続きです。

<雇用保険>

- ・被保険者資格取得届
- ・被保険者資格喪失届
- ・被保険者転勤届
- ・高年齢雇用継続給付支給申請
- ・育児休業給付支給申請

被保険者資格の得喪に関するものや高年齢雇用継続給付、育児休業給付に関するものです。

今後、電子申請が義務化される法人や手続きが拡大されていくことになりそうです。



テレワーク導入と規定整備

◇普及に向けた取り組み

テレワークとは ICT（情報通信技術）を利用して時間や場所を有効活用し、事業場外勤務で柔軟な働き方をすることを言います。元は働き方改革や東京オリンピック開催で普及促進が提唱されていましたが、現在は感染症の拡大に伴い、テレワークに関する関心が高まっています。大きく分けると在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイルワークに区分できます。

サテライトオフィスは所属するオフィス以外のレンタルオフィス等の遠隔勤務施設での就業を指し、モバイルワークは営業職などが外出中にオフィスに戻らず移動中に日報などの報告を行うもので、今は在宅で PC 作業のテレワークが増えています。

◇テレワーク導入は増えてはきているが…

少し前ですが平成 30 年総務省調査では従業員数 100 人から 299 人事業所でのテレワーク導入率は 14.5%と大企業の 46.6%を大きく下回っています。最近 3 月の経団連のアンケート（会員 1470 社のうち 398 社が回答）では、テレワークや在宅勤務を始めるか予定している企業は回答者のうち 7 割に上っています。検討中も 19%いました。この数字は大企業も含まれているので中小企業などではまだなかなか進んでいない状況があります。

また、事務系の仕事では在宅勤務がしやすいものの、工場や現場系の仕事では在宅勤務自体が難しいという面もあります。一方で上司の中にも部下が仕事をしている姿を目の前で確認しないと不安と思う人がいる場合もあるでしょう。

◇導入するために決める必要のあること

会社がテレワークを導入し従業員に自宅や他のオフィスで働かせる場合に、就業規則の必須事項ではありませんが、実際にさせるには従業員に通信費や情報通信機器、光熱費等の費用負担を就業規則で定めておく必要はあります。今回のような事態で緊急にテレワークを始めて規定整備はできない時でも労使協定書で取り決めはしておきたいものです。規定する事項は、

- (1)対象者と対象者の許可基準、手続
- (2)実施時のセキュリティ等情報通信機器や情報の取り扱いルール
- (3)費用負担のルール
- (4)実施時の労働時間管理は始業・終業・休憩、時間外勤務、メールや電話報告義務、中抜け時間の取り扱い、テレワーク中は常に連絡が取れる態勢など

田坂 税 理 士 事 務 所

<http://www.tasaka-tax.com/>

～人生の役に立たない雑学 vol.86～

